

無料点検と言われて、 高額な屋根工事を契約したが…

【相談事例】

「近くで工事をしていたら、お宅の屋根瓦がはがれているのが見えた」と言って、突然事業者が訪問してきた。「無料で見てあげる」と言われたので頼むと、屋根に登って撮ったという写真を見せられ、「屋根瓦が3か所ずれている。すぐに工事が必要だ」と言われた。70万円の工事契約を結んでしまったが、本当に必要だったのだろうか。



アドバイス



- ・訪問販売の場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- ・クーリング・オフ期間内であれば、工事中でも工事が終わっていても無条件で解約ができます。

高齢者が事業者に次々と契約を勧められて、いくつもの高額なリフォーム契約を結ばされてしまったという深刻なトラブルも発生しています。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**

相談時間

月～金曜日 9:00～16:00（金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付）

土曜日 10:00～16:00（土曜日は電話相談のみ受付）

* 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

* 来所にてご相談希望の方は、事前に電話でご予約ください。

事例の解説

- 「排水管の点検を行う」「屋根に不具合があるので見てあげる」などと訪問した事業者と屋根や床下、排水管などの工事の契約をしてしまったが解約したいというトラブルの相談が絶えません。
事業者は、「このままにしておくのと雨漏りをする」「家の土台が腐っていて危ない」などと消費者に不安をあおり、契約を迫ります。
- 無料や安価な料金で点検をされると言われて了承したところ、高額な工事の契約を結ぶことになってしまうことがあります。
「今日契約すると〇〇円割り引く」等特典を強調して契約を急がせることもありますが、その場で契約せず、必ず家族や周囲の人に相談しましょう。
また、リフォーム工事が必要と言われた場合は、複数の事業者から見積もりを取って、よく検討してから契約しましょう。
- 訪問販売で契約する事業者は、特定商取引法で定められた書面を交付する義務があります。消費者はこの書面を受け取ってから8日間は、工事が終わっていたとしてもクーリング・オフが可能です。さらに、事業者の負担で工事前の状態に戻すことができます。
- クーリング・オフは必ず書面で申し出ましょう。事前に電話連絡等は必要ありません。なお、クーリング・オフは契約当事者からの通知が必要です。
- クーリング・オフ期間が過ぎても、事業者が勧誘時に事実と違うことを告げたために消費者が誤って契約をしてしまった場合など、問題点があれば解約ができる場合もあります。
- 高齢者が事業者に次々と契約を勧められて、いくつもの高額なリフォーム契約を結ばされてしまったという深刻なトラブルも発生しています。家族をはじめ、周囲の方々が高齢者に声をかけるなどして高齢者の様子を見守ることが大切です。
- 高齢者の家族や見守り関係者は、高齢者が様々な事業者から狙われやすいことを認識して、日頃から困っていることがないか声掛けをするなど気配りすることが大切です。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**